

設計業務等委託契約書例文の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">設計業務等委託契約書</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条（債務負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為をいう。以下同じ。）に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則第2条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則第2条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2 第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利</p>	<p style="text-align: center;">設計業務等委託契約書</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条（債務負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為をいう。以下同じ。）に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則第2条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則第2条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2 第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利</p>

改正前		改正後	
息の支払いを発注者に請求することができる。		息の支払いを発注者に請求することができる。	
備考	改正部分は、下線の部分である。		